４．上記の者の前払式証票の発行保証金につき法第14条第１項の権利を有するものは、平成22年２月12日までに前払式証票発行保証金規則様式第６による申出書に当該申出にかかる前払式証票を添え、次に掲げる財務支局・財務事務所に提出されたい。

（提出先）

福岡市博多区博多駅東２―11―１

福岡財務支局理財部金融監督第三課

長崎市昭和３―256―９

福岡財務支局長崎財務事務所理財課

５．前項の期間内に申出書の提出がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続きから除斥される。

平成 21 年 12 月 14 日

福岡財務支局長　上野　善晴

郡山区域農用地整備事業における柳橋５換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった郡山区域農用地整備事業における柳橋５換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 21 年 12 月 14 日

農林水産大臣　赤松　広隆

１　縦覧に供すべき書類の名称

郡山区域農用地整備事業における柳橋５換地区の換地計画書の写し

２　縦覧期間

平成21年12月15日から平成22年１月19日まで

３　縦覧場所

福島県郡山市事務所

下閉伊北区域農用地整備事業における田野畑換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった下閉伊北区域農用地整備事業における田野畑換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 21 年 12 月 14 日

農林水産大臣　赤松　広隆

１　縦覧に供すべき書類の名称

下閉伊北区域農用地整備事業における田野畑換地区の換地計画書の写し

２　縦覧期間

平成21年12月15日から平成22年１月19日まで

３　縦覧場所

岩手県下閉伊郡田野畑村事務所

下閉伊北区域農用地整備事業における芦渡換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった下閉伊北区域農用地整備事業における芦渡換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 21 年 12 月 14 日

農林水産大臣　赤松　広隆

１　縦覧に供すべき書類の名称

下閉伊北区域農用地整備事業における芦渡換地区の換地計画書の写し

２　縦覧期間

平成21年12月15日から平成22年１月19日まで

３　縦覧場所

岩手県下閉伊郡普代村事務所

職員の免職処分

北海道経済産業局職員

経済産業技官　佐々木　実

国家公務員法第78条第３号により免職する。

平成 21 年 12 月 14 日

北海道経済産業局長　柚原　一夫

無縁墳墓等改葬公告

一級河川白川改修（蓮台寺地区）工事のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出ください。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成 21 年 12 月 14 日

国土交通省九州地方整備局長　岡本　　博

１　墳墓等所在地　熊本県熊本市蓮台寺三丁目1117番地、1118番地

１　墳墓等の名称　①宮崎家之墓　昭和二十八年三月建立　宮崎カシエ　シズカ、②釋妙**玟**信女、③釋玄忠信士　釋妙光信女、④釋妙恵、⑤釋之賢　釋**妙**忍、⑥心空妙貞信女　智光童子、⑦釋圓露童子、⑧専空常念信士　松空壽貞禅定尼、⑨釋玄性信士、⑩釈尼妙**實**信女、⑪釋淨證信士、⑫宮崎ヒデ之墓　行年四十六才　宮崎勘次郎建立、⑬釈妙寿尼、⑭宮崎清吉之墓　行年四十九才　宮崎勘次郎建立、⑮釈至源、⑯釈教遊忌、⑰釋尼妙遠　釋妙巖、⑱釈妙空、⑲飯寂釋護城信士、⑳釋尼妙印信女、㉑野田善作家先祖之墓　建川己之吉建立、㉒野田家先祖之墓、㉓翠松院釋平等　松倉タキ建立、㉔淡窓院釋満月、㉕釈澄清信士　釈朝露童子、㉖釋圓達信士、㉗釋尼大誓信女、㉘釈妙恩信女、㉙釈宝池青蓮童子、㉚川崎家之墓、㉛古閑恒八　妻ムツ之墓、㉜虎巌妙楽信士、㉝顕空明現信士、㉞原室貞蓮信女、㉟寂空浄閑禅、㊱浄室清元信女、㊲清教院浄月智圓大姉　覺壽院松室貞香信女　深松院心空貞壽大姉　慶雲院宗壽月隆信士、外三十三基不詳

１　死亡者の本籍及び氏名　不詳百二十三基

１　改葬を行おうとする者

熊本県熊本市蓮台寺二丁目三番三十四号

蓮台寺共有財産管理会長　鳥井　正人

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第１４７号

新潟県佐渡市河原田本町379番地

申立人　株式会社第一クレジット

本籍新潟県佐渡市相川大間町26番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所新潟県佐渡市、死亡年月日平成19年９月３日、出生の場所新潟県佐渡郡相川町、出生年月日昭和11年４月４日、職業無職

被相続人　亡　渡邉　　茂

新潟県佐渡市相川大浦786番地

相続財産管理人　中川　　進

新潟家庭裁判所佐渡支部

平成２１年（家）第９１０号

山梨県南アルプス市小笠原455番地

申立人　巨摩野農業協同組合

本籍山梨県南アルプス市有野785番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所山梨県中巨摩郡白根町、死亡年月日平成11年４月23日、出生の場所山梨県北巨摩郡旭村、出生年月日明治40年２月８日、職業不明

被相続人　亡　櫻本ふみ子

事務所山梨県甲府市横根町559番地４貴翔会ビル３階八巻法律事務所

相続財産管理人　弁護士　八巻佐知子

甲府家庭裁判所